

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	'
	対象 行政	対象 河川	現物	犬と課題
	1790		■河川下水道対策 ●河川対策(武庫川水系河川整備計画) ①河道対策 (1) 名塩川合流点~羽東川合流点 ・武田尾地区では昭和58 年台風10 号を契機にパラペット等による緊急的な溢水対策を実施したが、平成16 年台風23 号ではこれを上回で決水が発生し、再び溢水した。 ・そのため、住民が適切に避難等の判断ができるよう、水位の状況に応じて回転灯の作動やサイレンを吹鳴し危険情報を周知する洪水危限情報通報システムを設置しているが、早期に再度災害防止を図る必要がある。 (2) 仁川合流点~名塩川合流点 ・昭和58 年台風10 号を契機に下流から河川改修事業により順次河床掘削を行い、現在生瀬大橋付近までの整備が概成している。しかし平成16 年台風23 号ではこの改修事業の目標流量を上回る洪水が発生したが、河道が掘り込みであるため洪水が河道内で流下し浸水被には発生しなかった。 ・生瀬大橋上流の西宮市名塩木之元(リバーサイド住宅)等の未整備区間では、住宅の床上、床下浸水や橋梁の流失、護岸の決壊など、利しい被害が発生した。 ・未整備区間のうち家屋の多い青葉台地区では、地元住民の意向を踏まえながら、引き続き河川改修事業を進め、生瀬大橋下流と同程度の安全度を確保する必要がある。 ②堤防強化(武庫川水系河川整備計画) ・洪水時における浸透、侵食に対する安全性と安全水準を満たさない堤防の強化対策を今後も継続して整備を進める必要がある。	◆ 、 *
中流域ブロック	宝塚市伊丹市(北部)	武庫川	 ③洪水調節施設 ・武庫川の洪水対策、北摂・北神地域の水道水源の確保を目的として、三田市の青野川、黒川合流点に多目的の青野ダムの建設を計画し昭和63年に完成した。青野ダムは平成16年台風23号など既往洪水において、一定の洪水調節効果を発揮している。(武庫川水系河川県備計画) ●下水道対策(西宮市下水道ビジョン、2010.3) (1)西宮市下水道 ・西宮市では過去10年間に約880戸の浸水被害が発生しており、経済的損失や精神的被害を受けている。 (2)伊丹市下水道 ・平成6年の集中豪雨以来、浸水対策を積極的に取り組み、雨水貯留施設やポンプ場、幹線管きょを整備し、効果を上げてきたが、今後・引き続き、浸水被害解消に努める必要がある。 (3)宝塚市下水道 ・現在も浸水解消への住民要望は強く、引き続き浸水被害解消の早期実現を図る。 	№
				•

状と課題

■流域対策(武庫川水系河川整備計画)

- ・これまで、開発に伴う防災調整池の設置、学校・公園等での貯留、森林の保全と公益的機能向上、その他の貯留・浸透の取り組みなど、 様々な流出抑制対策が行われてきた。
- ・市街化の進行に伴う流域の保水・貯水機能の低下、低平地への人口・資産の集積、多発する集中豪雨等により、洪水被害の危険性が増大している。
- ・平成 20 年 7 月には都賀川において局地的な豪雨による急激な増水により、水難事故が発生し、平成 21 年 5 月には土木学会からも雨水を一時的に貯留する流域対策などの必要性が提言されている。
- ・これまで進めてきた河川対策に加えて、貯留・浸透により雨水の流出を抑制する流域対策をより一層進める必要がある。

■減災対策(武庫川水系河川整備計画)

- ・近年、集中豪雨が多発する傾向にあることから、計画規模を上回る洪水や整備途中段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水が発生し、河川から洪水が溢れでて沿川の住民や家屋等に被害が生じることが考えられる。
- ・行政の対策には限界があり災害を完全になくすことはできないと認識し、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考え方のもと、 流域市、住民とともに日頃から十分に備えをしておくことが重要である。
- ・洪水氾濫による被災の経験が無いなど、洪水に対する危険性が十分に認識されていないような地域では、洪水時に住民が適切に避難できるような環境を整えるため、平常時から住民が水害リスクを認識することが重要である。
- ・超高齢社会の到来による災害時要援護者の増加などにより、地域コミュニティによる自助・共助といった地域の防災力について課題が 生じている。これら近年の社会的状況の変化を踏まえ、地域の防災力の強化を図る必要がある。
- ・人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、河川対策や流域対策を着実に進めることと あわせて、流域市や地域と協力し、水害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策について、より一層の充実が求められている。

■河川環境の整備と保全(武庫川水系河川整備計画)

●動植物の生活環境の保全・再生

- ・武庫川では河川環境の現況を把握するために、平成 15 年度に「ひょうごの川・自然環境調査」を実施し、これをもとに「健康診断図」 を作成している。
- ・中流部の武庫川峡谷では、サツキやアオヤギバナなどの岩上植物が洪水による撹乱を受けながら生育している。
- ・本支川にある数多くの横断工作物は河川改修に合わせた魚道等の設置により、武庫川峡谷より下流の本川では、魚類等の移動の連続性 は確保されているが、その多くが構造的な問題から、アユ等の遡上・降下に支障をきたしている。
- ・本川と支川や水路の合流点においては、大きな落差が見られる箇所もあり、メダカやドジョウなどの生物移動の阻害要因の一つとなっている。
- ・河川整備に際しては、良好な動植物の生活環境の保全や、生物移動の連続性に努める必要がある。

●景観

- ・武庫川の中流部では、峡谷特有の川の流れを含む貴重な自然景観が保たれ、名称を持つ淵や岩が多く存在しており、阪神間の都市住民 にとって、市街地に近接した貴重なレクリエーション空間であり、身近な癒し空間ともなっている。
- ・県では、平成19年3月に「景観の形成等に関する条例」を改正し、広域の地域を対象に景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための地域景観形成等基本計画(地域景観マスタープラン)を策定できることとした。
- ・今後とも、景観法に基づく景観計画等を踏まえ、各主体が連携して武庫川を軸とした景観形成に努めていく必要がある。

●河川利用

- ・宝塚市域では、高水敷がスポーツグラウンド等として利用されている。
- ・今後も、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境および治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保が必要である。

●水質

- ・武庫川の中流域の水質は下水道の普及等により改善し、現在は環境基準を達成している。
- ・武庫川上流浄化センターでは、平成11年10月より全量高度処理を行っている。
- ・武庫川下流浄化センターでは、施設の更新にあわせて高度処理化を進めている。
- ・河川景観や親水性、動植物の生活環境等の向上のために、さらなる水の「質」の改善に向け、流域全体で取り組んでいく必要がある。

凡例

黒字:兵庫県既計画(整備計画、推進計画)

赤字:市計画

青字:兵庫県計画(整備計画、推進計画以外)

紫字:県・市が今後共同で取り組む計画



対象対象				
行政 河川	「政 河川 基本的な日標に関する事項・推進に関する基本的な万 針			
行政 河川 [目・ 元] [日 報告 元] [日 和]	標〕 想定を超える事態においても、第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目指す。	 ●下水道対策 (1) 西宮市下水道 (西宮下水道ビジョン、2010.3) ・ハードの整備による浸水被害の軽減:浸水履歴のある校区については、既存水路の有効利用やバイパス管の設置、または、校庭や公園の地下に貯留施設を設置し浸水被害の軽減に努める。 ・治水安全度の向上:浸水に対する安全度をより向上させるために、確率年を6年に1度の降雨(47mm/hr)から10年に1度の降雨(55mm/hr)に向けた整備に着手する。 ・オンサイト貯留・浸透による超過降雨対策:公共施設に浸透施設を整備し、また、民間施設においても、貯留・浸透施設設置の協力要請および支援制度を検討する。また、公共施設を中心にオンサイト貯留施設の整備を展開する。 ・河川計画との整合:河川計画と整合して、それぞれの役割分担を明確化した総合的な雨水対策を推進する。 ・ソフト対策の充実:市内の降雨状況や幹線水位をリアルタイムで把握することで、防災部局と連携を図り迅速な対応ができるようにする。(2) 伊丹市下水道の治水安全度を1/6に高める整備を行う。 (3) 宝塚市下水道の治水安全度を1/6に高める整備を行う。 		

/	//* /	
	조)	
\	\mathcal{T}	

対象行政	対象 河川	河川下水道対策		流	域対策	
1115	7-1711	■河川対策 (武庫川水系河川整備計画)	■防災調整池の設置指導 (武庫川水系河川整備計画)			
		●河川対策		策として、県では 1ha 以上の開発行為を行おうとす。	る者に対し、「調整池指導要領および技術基準」(兵庫県県土整備部)に基づき、昭和 53 年から防災	
		①名塩川合流点~羽束川合流点		伊丹市では、県の基準より対象を広げた基準 (宝塚		
		・中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(武		要請に関する指針」に基づく協力要請により、流出排	17制対策(貯留・浸透)の指導を行なっており、それにより貯留槽 (調整池) 等を設置している。	
		田尾地点における河道への配分流量 2,600m3/s) に対し、溢水対策を検討し実施 + 2	(総合治水条例)		* 準に済入土2「季亜調敷池」の記案し記案後の第二と禁理と業務ル	
		する。 ・当面は地元住民の意向を踏まえながら、平成 16 年台風 23 号洪水(武田尾地点			基準に適合する「重要調整池」の設置と設置後の適正な管理を義務化。 『事から命令を行い、従わないときけ徴役又は罰金に加される	
		2,400m3/s)による再度災害の防止対策を検討し実施する。	点 ・なお、平成 25 年 4 月 1 日以降、重要調整池の設置・適正管理義務に違反したものには、知事から命令を行い、従わないときは懲役又は罰金に処される。 (武庫川流域総合治水推進計画)			
		②仁川合流点~名塩川合流点	・県および市は、引き続き設置指導に努めるとともに、調整池指導の対象となる面積の引き下げ、調整池の恒久化など、流出抑制機能の更なる強化にむけて検討を進める。			
		・掘り込み区間全体に渡って戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(生瀬	■学校・公園、ため池等での雨水貯留の取り組み			
		地点における河道への配分流量 2,700m3/s) に対する護岸の整備やパラペット等				
		による溢水対策を行う。 ・当面は生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区等について、生	・現在対象としている降雨に対する整備と並行して、都市機能が集積している地区から順次、校庭や公園においてオンサイト貯留施設を整備し、更なる浸水対策を実施する。(H23 末時点で、 ま中公立小・中学校で 40 第55 のオンサイト貯留施設を整備送なる。)			
		瀬大橋下流の整備済み区間と同水準の流量を安全に流下させるとともに、平成16				
		年台風 23 号による再度災害防止のため地元住民の意向を踏まえながら河床掘削			設の整備に努めるとともに、当該貯留施設の整備者と施設管理者が管理協定を締結する等により	
		等の対策を検討、実施する。		!に努める。(武庫川流域総合治水推進計画)		
		③支川		ことから、流域市等と連携して、雨水貯留の必要性	や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を得て流域対策を推進する。(
		・それぞれの目標流量を安全に流下させるため、以下の区間における河道拡幅や河	庫川水系河川整備計画)	明古状の 9 笑能に状皮的の状況を3字している。 ま	た、県立甲山森林公園内の「甲山なかよし池」を活用した貯留施設を設置している。今後も、更	
		床掘削等を実施する。 ・これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については橋梁管理者と	・ 宗では、宗立玉塚東高校と宗立阪伊兵 る貯留浸透施設の設置を進める。(総)		た、宗立中山林林公園内の「中山なかよし池」を沿用した財笛池設を設直している。与後も、史	
		協議、調整を行う。		以下の取り組みを行う。(総合治水条例)		
		・大堀川:西田川橋~西ノ町橋(宝塚市) L= 1.2kmの河床掘削 等	・ため池の堤を高くすること等により	、これらの施設の雨水貯留浸透機能を高める。		
		・荒神川:国道 176 号~荒神橋(宝塚市) L= 0.6km	- これらの施設の雨水貯留浸透機能を		凡例	
		・波豆川:滝本橋〜島橋(宝塚市) L= 0.6km	市域(武庫川流域)	目標貯留量	パタ パタ パタ	
		●堤防強化	宝塚市域 安丹市域	<u>約 13 万 m3</u> 約 4 万 m3	赤字: 天洋宗成前回 (金鵬前回)	
		・以下の区間において、計画高水位以下の洪水に対する護岸工による侵食対策を実	西宮市域	約 2 万 m3	青字:兵庫県計画(整備計画、推進計画以外)	
		施する。	合計	約 19 万 m3	紫字:県・市が今後共同で取り組む計画	
		・天王寺川:伊丹市荒牧~宝塚市中筋(伊丹市、宝塚市) L= 0.6km	■水田への雨水貯留		来了,从 中70 7000月 0 7000月日	
⊅ ∂	5	・天神川:伊丹市萩野西~宝塚市山本西(伊丹市、宝塚市) L= 3.8km	(武庫川流域総合治水推進計画)			
·	3	●洪水調節施設			れるよう、関係機関、農業者との連携のもと水田の保全に努める。	
域 宝伊市 宝伊市 マー 市市 オ	ī 武 庫	(武庫川水系河川整備計画)	- ・水田貯留は、農業者が共同して集落単位で取り組みに参加することが効果的であるため、集落毎に水田貯留について説明や農業被害に対する対応などについての意見交換等を踏まえ、謝 解決に向けた取り組み等の検討を行い、理解と協力を得た上で水田貯留に取り組む。			
	道	①新規遊水池の整備			貯留する機能(遊水機能)の維持に努める。 (総合治水条例)	
ッ ク	ß	・武庫川本川と羽東川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転	• 地域住民(水田等、雨水貯留浸透機能			
		用し、遊水地整備を実施する。	・水田に堰板を設置すること等により、雨水貯留浸透機能を高める。			
		②青野ダムの活用 ・既設青野ダムにおいて予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも拡大し	・水田の雨水貯留浸透機能を維持する	00		
		て、洪水調節量の増大を図る。	■その他の雨水貯留・浸透の取り組み (武庫川水系河川整備計画)			
		③洪水調節施設施設の継続検討		クの設置に助成する制度を設けて雨水の流出抑制効	果の向上と雨水の有効利用を促進している(助成開始年度 H16、助成基数 226 (H23 末)) (下水道	
		・千苅ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実		度を継続的に実施し、整備の促進を図る。		
		現可能性の検討を継続する。	・西宮市では、雨水貯留タンクや雨水浸	透桝の設置に助成する制度を設けて雨水の流出抑制	効果の向上と雨水の有効利用を促進している (助成開始年度 H23、助成基数 51 (H23 末)) (下水	
				制度を継続的に実施し、整備の促進を図る。		
		■下水道対策			と雨水の有効利用を促進している (助成開始年度 H23、助成基数 58 (H23 末))。今後も助成制度	
		(1)西宮市下水道事業 (西宮市下水道ビジョン、2010.3)	継続的に実施し、市民の治水と水環境 (武庫川流域総合治水推進計画)	に対する関心を高める。		
		・雨水整備には長期的で且つ膨大な費用を要することから、浸水被害が常習的に発		浸透施設整備の多様な取組が地域全体で広がるよう	、その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置等についても、取り組んでいく。	
		生する地区については、浸水被害を軽減するよう優先的に整備を進める。	・浸水履歴のある地区等において大きな	効果が期待できる箇所から優先的に推進し、さらに	拡大できるよう地域と連携する。	
		・治水安全度が低い地区に対し、周辺の校庭、公園の地下にオフサイト貯留施設を 設置し、治水効果の早期発現に努める。		はな建物等の所有者)は、以下の取り組みを行う。(組織を使う)の	総合治水条例)	
		・幹線管渠については6年に1度の降雨に対する整備が概ね完了しつつあるが、昨	・雨水の簡易な貯水槽を設置すること			
		今頻発する集中豪雨に対し、オフサイト貯留施設なども活用して 10 年に 1 度の	・これらの建物等の雨水貯留浸透機能 ■森林の保全等	『を維持する。		
		降雨に対する計画を策定し、事業着手を目指す。	(武庫川流域総合治水推進計画)			
		(2)伊丹市下水道事業		砂流出防止機能など公益的機能を維持、向上させる	ため、関係期間、森林所有者、地域住民等と連携し、人工林の間伐などにより健全な森林を育成	
		・伊丹市では、雨水ポンプ場の改築・更新と幹線管渠の整備を進め、早期に6年に	るための森づくりを進める。			
		1 度の降雨に対する整備完了を目指す。 (3) 宝塚市下水道事業			林へ誘導することなどにより、水道保全機能の高い災害に強い森づくりを推進していく。	
		・浸水被害の解消を図るため、雨水管の整備を順次進める。		切な運用により、無秩序な伐採・開発行為の規制等		
		CONTROL OF THE CHARLES OF THE PROPERTY OF THE CHARLES OF THE CHARL	・県は、森林において豪雨時に発生する めていく。	エヅ朋場や派本の派出による河川理基や橋楽部の閉	塞による洪水被害を防止するため、引き続き砂防・治山事業等による流木・土砂災害防止対策を	
				災機能の強化を進めるべく導入した「県民緑税」を記	- B用し、「災害に強い森づくり」を推進する。圏内では西宮市で実施されており、更なる展開を図る	
					成1万人作戦)」として、「森林整備への公的関与の充実」・「県民総参加の森づくりの推進」を基	
					ひょうごの森づくり」を進めた。現在では、平成 24 年度を初年度とする第 2 期計画(10 ヵ年計画	

を推進しており、引き続き森の回復と再生を目指す。

・県は、六甲山麓地域を土砂災害から守るとともに、都市のスプロール化から六甲山系の緑を守り、山麓を恒久的な緑の防災ベルト(緑の防波堤)として保全整備する「六甲山系グリーンベルト整備事業」を宝塚市、西宮市で実施しており、さらなる展開を図る。

・地域住民(森林の所有者等)は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全機能を確保するため、森林の整備及び保全に努める。(総合治水条例)



対象 行政	対象 河川	減災対策	(1,
1万政)H]] []	■水害リスクに対する認識の向上(知る)	
		(武庫川流域総合治水推進計画)	
		●水害リスクを知る機会の提供 ・県および市は、ハザードマップ等を活用しながら、わがまちを歩く体験型講座を開催するなど、住民が水害リスクを知る機会を数多く	
		・ 宗のよび向は、バリードマック等を活用しながら、わかまらを少く体験至調度を開催するなど、住民が小音リスクを知る儀式を数多く 提供するよう努める。	
		●水害リスクを知るツールの整備	
		・県および市は、外水による堤防の決壊や溢水を対象としたハザードマップに加えて、内水被害の考慮や、水害リスク評価に関する全国	
		の事例を参考にして、住民が水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップに改良、強化を図ることを検討する。	
		・伊丹市では、平成 24 年度に各種避難情報等啓発内容と、浸水想定および避難所をはじめ防災機関・防災関係施設等を掲載したハザー ドマップを作成し、全世帯に配布を予定している。	
		・県は CG ハザードマップで整備してきた映像等を今後も継続して公開していくが、市はこれらの映像等の活用方法について検討する。	
		また、県は内容については適宜見直し、より住民理解を高める他の方法を検討する。	
		・西宮市では、CG ハザードマップを市ホームページに公開している。さらに、市政ニュースや地域 FM を活用した防災情報の定期的な配	
		信を行なっている。今後とも継続的に実施し、住民の水害リスクに対する認識の向上、啓発に努める。 ・西宮市では、地域の水害リスクに対する認識の向上・啓発のため、地域の地盤高を表示する掲示板を今年度より設置する予定である。	
		・ハザードマップの更新時等、住民目線の現地情報を盛り込み、内容の的確性・分かりやすさを向上させ、住民理解度の向上に資する。	
		・県は市における地域防災計画の見直しやハザードマップの作成が円滑に行われるよう、財政的・技術的な支援を行う。(基本方針治水	
		資料)	
		・地域住民は、県及び市が提供する浸水による被害及び避難に関する情報を把握するよう努め、その周知に協力する。(総合治水条例)	
		●防災の担い手となる人材の育成 - ・県および市は、行政、住民、NPO 等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。	
		・県および市は、住民が災害時に取るべき行動を身につけ、かつ、平常時から災害に備えることができるよう、ひょうご防災リーダー講	
		座等の研修や防災に関する出前講座を実施し、人材の育成に努める。 特に、武庫川に関心が高い人材を発掘し、減災に関する地域活動	
		に主体的に関わることができる防災の担い手の育成を図る。	
		・宝塚市では、平成 23 年度にひょうご防災リーダー講座受講に係る交通費およびテキスト代を負担することで、11 人の地域防災リーダー ーを育成した。今後も費用負担を継続し、地域防災リーダーの育成に務める。	
		・伊丹市では、平成 23 年度から非常持出袋を全小中学校、特別支援学校の全教室に配置し、随時、教材として学習をしている。今後も	
		防災学習に資する。	
		・西宮市では、地域防災に関する講習会等を定期的に実施していたが、東日本大震災の発生を受け、地域防災リーダー育成に向け平成24	
		年度よりカリキュラムを作成し、地域防災リーダーの育成に努める。 ・宝塚市では自治会等からの要望に基づき、平成23年度に計11件の防災講習会を実施しており、今後も継続的に実施する。	
西宮		・玉塚中では白冶芸寺からの妾堂に奉づさ、平成 23 年度に訂 11 件の防災調省会を美施してあり、写復も継続的に美施する。 ・伊丹市では自治会からの要請に基づき、平成 23 年度に自主防災訓練をサポートしている。特に平成 23 年度から 3 力年をかけて DIG 訓	
五字 宝伊 安丹 (武	練を全小学校区において実施している。平成23年度には、3地区で実施しており、今後も継続的に実施する。	
宝伊(市)	庫川	・西宮市では、年 2 回、学識経験者による防災講演会を実施しているほか、平成 23 年度には、市民等からの要望に基づく出前講座(ま	
部	ויו	ちかどレク西宮)および、学校教職員等を対象とした防災教育を計80回(延べ参加人数4,619人)実施している。これらの取組を今	
		後も継続的に実施する。 ・西宮市では、平成22年度以降、全市職員を対象に防災意識啓発への取組を呼びかけ、市民の防災意識向上に努めている。	
		・行政の担当職員も水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実に努める。	
		・地域住民は、以下の取り組みを行う。 (総合治水条例)	
		・浸水による被害の軽減を図るためには、県民一人ひとりが浸水による被害を軽減する適切な対策を講ずることが重要であると認識	
		する。 ・自ら浸水による被害及び、これに対する適切な対策について学習するよう努める。	
		日う反外による版目及び、これに対する過剰な対象について子目するようののも。	
		■情報提供体制の充実と水防体制の強化(守る)	
		(武庫川流域総合治水推進計画)	
		●避難情報の伝達 ・県は市および住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。	
		・市は住民に避難勧告等に関する情報を迅速に提供するため、同報無線、移動無線の充実を図る。	
		・宝塚市では平成 23 年度に、地域防災無線に代わる通信手段として、災害時優先の指定を受けた携帯電話を導入し、災害時に災対本部	
		と災害現場・避難所等との指示および報告を行う体制を整備した。	
		・伊丹市では平成 24 年度に、各種防災情報機器等を集約した「危機管理センター」を新設するとともに、市内全域の共同利用施設に MCA 無線を配備し、また市内全域に避難情報等を音声伝達する屋外拡声器を配置する。	
		・西宮市では、平成 20~22 年度に市内 143 箇所に防災行政無線を設置した。今後も必要に応じて設置箇所の増加など、確実な情報提供	
		体制の構築に努める。	
		・西宮市では、平成 23 年度に MCA 無線のデジタル化を進め、市役所本庁と消防署・支所との連絡体制の向上を図った。	
		・県では天神川、天王寺川等、河川内に親水施設を有し、急激に水位上昇が見込まれる河川に大雨洪水注意報、警報の発表と連動して作動する回転性を設置し、河川利田老人の注意晩記を図っている(総会治水対策の取組集例)、会後ま、水位上昇傾向台河川利田出沿等	
		動する回転灯を設置し、河川利用者への注意喚起を図っている(総合治水対策の取組事例)。今後も、水位上昇傾向や河川利用状況等を鑑み、必要に応じて回転灯の設置や更なる防災情報の提供体制の充実に努める。	
		・地域住民は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例)	
		・県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握するよう努める。	
		・他の地域住民に、把握した情報を提供するよう努める。 ・また、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。	
		. 工艺 自:该打造的发展的国际工程程度(15300)	1

青報の伝達

- は、洪水時の水位予測等を市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。
- 『は、武庫川洪水時に水位局での3時間後の水位を予測し、これを市町や消防・警察へ配信することで的確な避難勧告等の発令 <防活動を支援(フェニックス防災システム)している。今後も、継続して信頼性を高めていく必要のあるシステムであるため、 賃洪水等を踏まえ、システムの精度向上に取り組む。(総合治水対策の取組事例)
- R市、伊丹市では平成 23 年度に、水害を想定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定し、雨量や河川水位などの客 ラデータから避難勧告を発令するタイミング等について定めた。今後も、実績洪水等を踏まえ、マニュアルの精度向上を図る。
- 『市では地域防災計画において「災害時職員行動マニュアル」を策定し、避難勧告を発令するタイミング等を定めている。今後 市職員へのマニュアル遵守の徹底および、実績洪水等を踏まえたマニュアルの精度向上を図る。
- :、地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信について、国と調整して効率的な導入を推進する。

本制の強化

- 市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を、県は毎年増水期前に実施するなど、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、 う袋等の水防資機材の備蓄状況等(基本方針治水に関する資料)、水防に関する相互の情報共有や連携強化に務めている。今 継続して実施し連携強化を図る。
- :、大規模洪水時における職員の危機管理能力および地域防災力の向上を図ることを目的に、実践的な演習を行い、市は、県、 {関係機関と連携して防災訓練を実施し、防災体制の強化に務める。さらに、大規模災害を想定した演習を地域住民とともに開 、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。
- R市では H24.1 に総合防災訓練を実施した。自主防災会や防災リーダーの他、近隣小学校の児童も参加し、市民と協働した訓練 いた。今後も継続して実施し、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。
- 『市では自主防災組織未結成自治会等への結成推進に取り組んでおり、平成 23 年度には新たに 5 自主防災組織が発足した。ま 宝塚市自主防災組織育成指導に関する規定、同要綱、宝塚市防災資機材助成要綱等の全面改正を行い支援体制の整備に取り組 。今後も継続して自主防災組織未結成自治会等への結成推進を実施する。
- 『市では平成 23 年度に、緊急消防援助隊に係る派遣要請を受け、応援出動隊の編成を速やかに実行させるべく、宝塚市緊急消 最助隊に関する応援出動要綱および、市域における大規模災害に備え、応援隊の受援指針を定めた。今後は、発災時の応援出動 間および受援指針の円滑な運用のため実践的な演習を実施する。
-]市では、毎年梅雨前には水防工法訓練、秋には防災図上訓練を実施するとともに、平成 25 年 1 月には総合防災訓練を実施し、 a会や中学生をはじめ、「いたみ災害サポート登録」等により協力関係を構築している市内事業所との連携を深めることで、地 防災力の底上げを図る。
- P市では自主防災会が 208 組織・64,702 世帯で組織しており、結成率は 97.2%と高い水準にあることから、自主防災活動におけ 避難訓練をはじめ、各種支援を行なっている。今後とも各種支援を実施し、地域の防災力向上に資する。
- '市では平成 23.10 に警察、消防、自衛隊等が参加した総合防災訓練を実施した。今後も継続して実施し、発災時の円滑な避難・
- 『市では自主防災組織未結成自治会等への結成推進に取り組んでおり、平成 23 年度には新たに 2 自主防災組織が発足した。今 」継続して自主防災組織未結成自治会等への結成推進を実施する。
- R市では、地域住民の要望に応じて各戸に 10 袋を限度とし、土のう袋の無料配布を行っている。今後も継続実施し、水防活動
- **&住民は、市が県や防災関係機関等と連携して実施する防災訓練に参加するよう努める。**(総合治水条例)

:避難のための啓発(逃げる)

流域総合治水推進計画)

の取組の推進

- Sよび市は、作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、住民が被害に合わないために必要な知識の啓発に努める。 、避難中の被災を避けるため、上層階へ避難することなども選択肢として提示する。
- :、過去に発生した災害の情報や避難所までの経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを地域住民自らの手で地図に はする「手づくりハザードマップ」の導入を推進する。西宮市では南部の5地区において住民が主体となり作成されている(総 a水対策の取組事例)。今後は、他地域へ拡大するとともに、作成したマップを避難訓練等に使用するなどの活用方策について
- .携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、住民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット」)加入など、各種防災情報の入手方法の啓発に努める。
- R市では、情報伝達手段の 1 つである「宝塚市安心メール」への登録を様々な機会を利用して PR しており、今後も継続的に実
- **}市では、出前講座や広報等を通じて緊急災害情報メールの登録を啓発するとともに、平成 23 年度は災害対応情報をコンパク** こまとめた「自然災害に備えて~ミニ心得」を全戸配布するなど、各家庭での自助の取組の啓発に傾注している。
- 『市では、情報伝達手段の 1 つである「にしのみや防災ネット」への登録を様々な機会を利用して PR しており、今後も継続的 €施する。なお、既存エリアメールの更なる活用策として、より詳細な地域分割で災害情報の提供を行うなど、避難情報の伝達 |の構築に努めている。
- **【住民は、以下の取り組みを行う。**(総合治水条例)
- **!及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握するよう努める。**
- 也の地域住民に、把握した情報を提供するよう努める。
- **『た、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。**

黒字:兵庫県既計画(整備計画、推進計画)

赤字:市計画

青字:兵庫県計画(整備計画、推進計画以外)

紫字:県・市が今後共同で取り組む計画



	対象	対象	\\\—\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	世帯の個人に創作する記念				
	行政	河川	減災対策(2/2)	環境の保全と創造への配慮				
			●共助の取組の推進 ・市は、作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民 同士が助けあう取組の推進に努める。	・河川整備に当っては、環境影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じて豊かな自然環境の保全・再生を図るために、河川整備実施箇所における環境 2 原則への影響を評価し、保全・再生目標を設定の上対策を実施する。 武庫川下流部の目標				
			・伊丹市では、地域での共助の仕組みである災害時要援護者避難支援制度の地域での導入を進めており、登録者には緊急告知「ドラジオを配布して迅速な避難活動につなげる取組を推進している。 ・伊丹市では市内事業所等が地域の救助救援に取り組んでもらう「いたみ災害サポート登録」を進めており、特に浸水区域において、事業所施設の一時退避場所としての使用について、多くの事業所等の協力を得ている。今後も登録を推進し、協力事業所の増加に努める。 ・地域住民は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) ・地域住民同士が相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行うよう努める。 ・その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努める。 ・その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努める。 ・市は隣接市間で避難情報を共有するとともに、水害時に隣接市の避難所を相互活用することについて検討を進める。・ 宝塚市では平成 23 年度に、災害時に避難所などで使えるダンボール製のペッドを供給する協定を段ボールメーカーと締結した。今後も、市内民間事業者等と協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。・ 宝塚市では平成 23 年度に、福祉避難所の設置運営に関する協定を・かまの場所活動に備える。・ 定り中市では浸水区域に立地する大規模小売店舗との避難に関する協定を・が表現・ 下の中間活動に備える。・ 伊丹市では浸水区域に立地する大規模小売店舗との避難に係る協定を締結する等、市内事業所との災害時協定を推進している。今後も、市内民間事業者等と協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。・ 西宮市では平成 24 年度に災害時に避難所などで使えるダンボール製のペッドを供給する原式・内外に満入る。・ 西宮市では福祉避難所の設置運営に関する協定を締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に努める。・ 西宮市では福祉避難所の設置運営に関する協定を締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に努める。・ 西宮市では、学校、公民館等の公共施設を指定避難所としている。また、避難所入り口には、看板を設置し対応する災害を明示(地盤高が低く浸水が想定される避難所としている。また、避難所入り口には、看板を設置し対応する災害を明示(地盤高が低く浸水が想定される避難所としている。また、避難所入り口には、看板を設置し対応する災害を明示(地盤高が低く浸水が想定される避難所としている。また、避難所入り口には、看板を設置し対応する災害を明示は避難を終ちを関する方定である。・ 市は避難経路等を屋外に表示し、住民や外来者に周知することについても、その有効性や実現可能性を見極めた上					
中	西安		で具体化を検討する。 ■水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)	併せて公共用水域の水質保全に資するため、武庫川上流流域下水道事業を行っている。(兵庫県 HP) 処理面積 神戸市:3,002.0ha、西宮市:949.4ha、三田市:3,044.1ha 計:6,995.5ha 下水管渠 三田幹線他 2 L= 16,310.0 m 処理場 名称:武庫川上流浄化センター、位置:神戸市北区道場町生野、計画処理人口:264,800人				
流域ブロック	宝塚市(北部)	武 庫 川	 (武庫川流域総合治水推進計画) ●水害に備えるまちづくりへの誘導 ・水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け、県・市の関係部局で検討する。 ●重要施設の浸水対策 ・県および市は、浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図るため、小学校、 	 処理能力:195,000m3/日、処理方法:高度処理(凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+砂ろ過) 完成の時期 ・開和60年5月:一部供用開始、平成38年3月:全体計画目標年次 ・県では、阪神間の4市(尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市)の下水道整備を効率的に行い、都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、武庫川下流流域下水道事業を行っている。(兵庫県 HP) 処理面積 尼崎市:2,081.8ha、西宮市:1,484.0ha、伊丹市:784.0ha、宝塚市:2,327.0ha 計:6,677.8ha 				
			中学校など避難所や病院など公共施設等において、電気設備等を浸水想定水位より上に設置したり、地下室を浸水が生じない構造にするなど、重要施設の浸水対策について検討する。 ●水害に対する保険制度の加入促進 ・県および市は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)」等の保険制度への加入促進に努める。	下水管渠 右岸第 1 幹線他 7 L= 33,830.0 m 処理場 名称:武庫川下流浄化センター、位置:尼崎市平左衛門町、計画処理人口:629,100 人処理能力:374,900m3/日、処理方法:高度処理(ステップ流入式多段硝化脱窒法+砂ろ過) 完成の時期 昭和 51 年 10 月:一部供用開始、平成 38 年 3 月:全体計画目標年次				
			・地域住民は、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、県が実施する共済制度等への加入や損害保険契約等の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えるよう努める。(総合治水条例) 凡例	・定期的な水質調査や底質調査を関係機関と連携して継続して実施し、水質状況を的確に把握する。 ・油等の河川への流出事故については、「武庫川水質連絡会議」等と連携して、情報の迅速な伝達と共有化を図る。 ・わかりやすい水質指標による調査の実施を、関係機関と連携して検討する。 ・河積に余裕がある箇所では、オギやヨシ等の水生植物の再生を地域住民とともに進め、自然浄化機能の向上に努める。 ■生物多様性への配慮(生物多様性配慮指針) 以下の5点について配慮する。				
			黒字:兵庫県既計画(整備計画、推進計画) 赤字:市計画 青字:兵庫県計画(整備計画、推進計画以外) 紫字:県・市が今後共同で取り組む計画	(1) 広域的視点から地域単位で生物多様性に配慮する (2) 個別事業における行為が生物多様性に及ぼす影響に配慮する (3) 事業の目的や内容そのものが生物多様性への配慮となる事業を進める (4) 運営・維持管理の中で生物多様性に適した環境へと好転するよう配慮する (5) 参画と協働により生物多様性に配慮した取り組みを進める				
				具体的に下記5項目の視点で対策を講じる。 ①生態系の多様性への配慮 ・生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出 ②種の多様性への配慮 ・野生生物の保護・保全 ・野生生物の生息・生育環境の保全・創出 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 ③遺伝子の多様性への配慮 ・遺伝子攪乱要因の排除・抑制 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制				
				⑤野生動物対策 ・野生動物の排除・抑制				